

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年8月23日
【会社名】	日本オラクル株式会社
【英訳名】	ORACLE CORPORATION JAPAN
【代表者の役職氏名】	代表執行役 内 海 寛 子 （戸籍上の氏名 名 嘉 寛 子）
【本店の所在の場所】	東京都港区北青山二丁目5番8号
【電話番号】	03(6834)6666
【事務連絡者氏名】	IR部 ディレクター 西 尾 有 貴
【最寄りの連絡場所】	東京都港区北青山二丁目5番8号
【電話番号】	03(6834)6666
【事務連絡者氏名】	IR部 ディレクター 西 尾 有 貴
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2022年8月23日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年8月23日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書に規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり所要の変更するものです。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めるため、変更案第15条第1項（電子提供措置等）を新設するものです。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものです。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定）の規定は不要となるため、これを削除するものです。
- (4) 上記の新設および削除される規定の効力発生日等に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものです。

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役として、三澤智光、クリシュナ・シヴァラマン、ギャレット・イルグ、ヴィンセント・エス・グレリ、キンバリー・ウーリー、藤森義明、ジョン・エル・ホール、夏野剛、黒田由貴子を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合(%)
第1号議案	1,209,215	293	0	(注)1	可決 94.5
第2号議案				(注)2	
三澤 智光	1,134,750	74,762	0		可決 88.6
クリシュナ・シヴァラマン	1,156,444	53,069	0		可決 90.3
ギャレット・イルグ	1,191,962	17,551	0		可決 93.1
ヴィンセント・エス・グレリ	1,175,200	34,307	0		可決 91.8
キンバリー・ウーリー	1,171,886	37,623	0		可決 91.5
藤森 義明	1,173,276	36,228	9		可決 91.7
ジョン・エル・ホール	1,022,690	186,811	9		可決 79.9
夏野 剛	1,152,168	57,330	9		可決 90.0
黒田 由貴子 (注)3	1,193,534	15,970	9		可決 93.2

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議

決権の過半数の賛成による。

3. 黒田由貴子氏の戸籍上の氏名は松本由貴子であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上